

## 「酒気残り運転」対策をしていますか？

### 【交通事故情勢】

令和元年8月末現在の飲酒運転交通事故（人身事故）は、前年と比較し、発生件数と負傷者数は若干減少しているものの、死亡事故は2件2人（+1件、+1人）と増加しています。飲酒運転による人身事故は42件発生していますが、その発生時間帯を見ると、午前中の事故が多くを占めています。（午前6時台3件、7時台4件、8時台4件、10時台1件、11時台2件）これらの事故は二日酔い状態のものが多いと思われませんが、「酒残り運転」を防止するのも安全運転管理者の義務ですからご注意ください。

### 【安全運転管理者の義務】

#### ● 道路交通法施行規則第9条の10第5号

運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

#### ● 道路交通法第75条第1項

自動車の使用者等は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の違反行為（酒酔い・酒気帯び運転等の違反行為）をすることを命じ、または自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

### 【アルコールチェック】

#### ● 自己管理

事業所にアルコール検知器を備えているところが増えていますが、それだけでは不十分です。通勤途上の「酒残り運転」を防止するためには、従業員が各自宅で自分自身でチェックする必要があります。

#### ● コンプライアンスの強化

通勤途上の飲酒運転の場合、企業は「運行供用者責任」または「使用者責任」を問われる恐れがありますので、自宅と事業所の2か所でチェックすることが奨励されています。

#### ● J-BAC 基準の検知器

アルコール検知器協議会(J-BAC)の検定基準に適合した認定検知器を使用しましょう。  
※詳しくはPDFにてご確認ください。